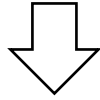


「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（仮称）」、
 「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（仮称）」
 の素案について

1 個人情報の保護に関する法律の改正とその背景・目的

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定

(令和3年5月19日公布)



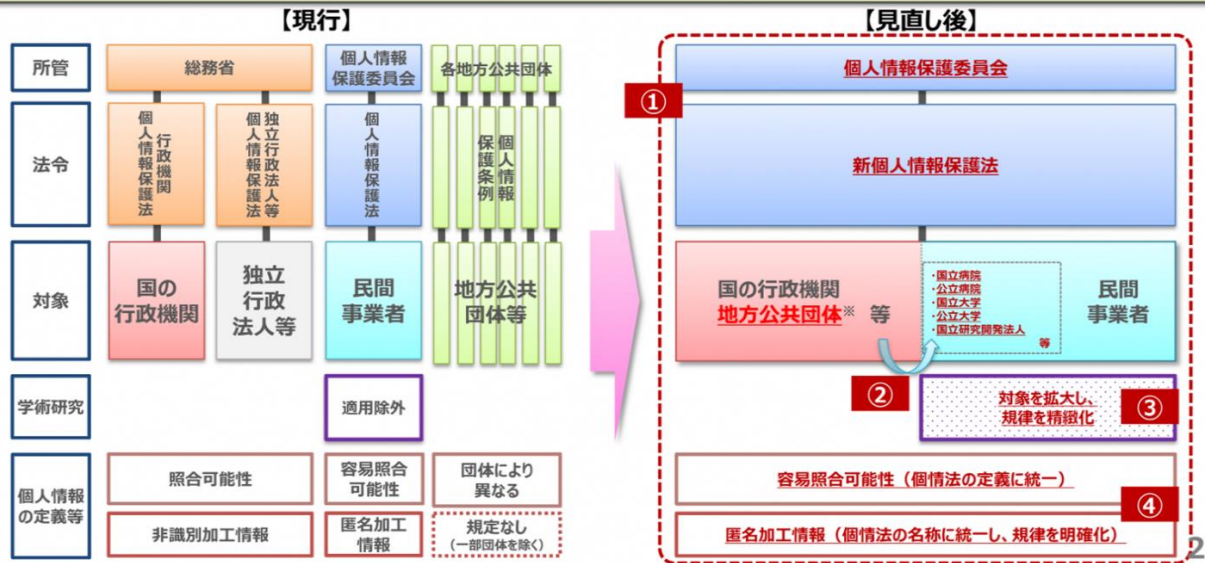
- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正

<主な改正ポイント>

- ① 国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体で分かれていた規律の統合、全国的な共通ルール化
- ② 個人情報保護委員会による一元的な規律の解釈、運用、監視
- ③ 法の委任事項又は条例で定めることが許容される事項について施行条例に規定
 ※個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
- ④ 現行の個人情報保護条例の見直し（全部規定の条例→法の施行条例へ）
- ⑤ 執行機関と別に「議会における個人情報の保護に関する条例」を新たに制定
- ⑥ 令和5年4月1日から適用

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

2 参考情報【個人情報保護法と執行機関の条例との関係について】

法で定められた全国共通ルールに基づき、地方公共団体が条例（施行条例）で定めることができるのは、次の事項となります。

（1）条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項

①	開示請求手数料	法第 89 条第 2 項
②	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料	法第 119 条第 3 項及び第 4 項

（2）条例で定めることが許容される事項

①	「条例要配慮個人情報」の内容	法第 60 条第 5 項
②	個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項	法第 75 条第 5 項
③	開示等請求における不開示情報の範囲	法第 78 条第 2 項
④	開示請求等の手続	法第 107 条第 2 項及び 第 108 条（83 条、84 条）
⑤	審議会等の設置（専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの諮問のため）	法第 129 条

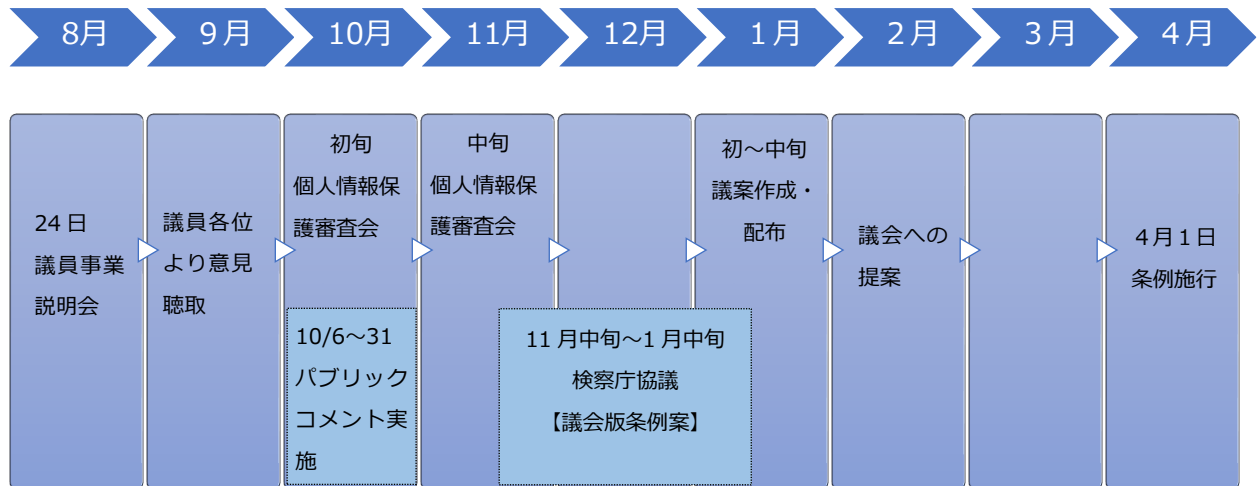
3 広域連合の法施行条例に規定する主な内容

	主な内容
開示請求手数料	現在の個人情報保護条例と同様の取扱いとするため、手数料は無料とし、交付に要する費用を実費として徴収することとします。
開示決定の期限について	改正法では、請求のあった日から 30 日以内、延長の場合は 30 日以内に開示決定等を行わなければならないとされているところ、請求日の翌日から起算して 15 日、延長の場合は満了日から起算して 30 日を限度として延長することができることとします。
個人情報の適正な取扱いの確保	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次の各号に限り新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問できることとします。 (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 (3) 前 2 号の場合のほか、広域連合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

4 広域連合の法施行条例と広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(仮称)との整合について

広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(仮称)については、市議会議長会が作成した「標準条例(例)」を参考に広域連合の法施行条例で規定する内容と齟齬がないよう整合を図り規定します。

5 条例制定までのスケジュール(案)



- ◆**施行条例** → 法の委任事項又は条例で定めることが許容される事項について(執行機関) 広域連合個人情報保護審査会と調整の上、連合長が原案作成
- ◆**議会条例** → 全国都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会が合同で作成した「標準条例(例)」を参考に議会が原案作成